

船橋市児童死亡事例対応検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和5年7月に本市において発生した児童死亡事例（以下「本事例」という。）への本市の関与や支援について、事実関係の把握、検証を行い、今後、本市が取り組むべき課題、再発防止に向けた方策の意見又は助言を有識者に求めるため、船橋市児童死亡事例対応検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について検証、検討等を行い、市長に意見又は助言を述べるものとする。

- (1) 本事例の事実関係、本市の児童及び保護者への関与や支援に関すること。
- (2) 本事例の検証を踏まえた本市が取り組むべき課題や再発防止に向けた方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童虐待並びに児童及び保護者への関与や支援に関して見識を有する者
- (2) その他市長が必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務についての審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に召集される委員会については、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は関係資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課及びこども家庭部こども政策課において処理する。

(災害補償)

第9条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。